

■ 各国の対日輸出条件案

		米 国 	カナダ 	フランス 	オランダ 
輸入対象		30か月齢以下の牛肉及び内臓			12か月齢以下の牛肉及び内臓
SRMの除去の対象	扁桃	全月齢			全月齢
	腸	全月齢の回腸遠位部			全月齢の回腸遠位部



今後の予定



■ 今後の予定

1月22日	国民への説明会(東京)
1月24日	国民への説明会(大阪)
1月28日	薬事・食品衛生審議会
2月1日	国内措置見直しの省令改正(検査対象 30か月齢超、SRM見直し)、 せき柱に係る告示改正・施行、 輸入条件見直しの通知改正・施行
4月1日	国内措置見直しの省令施行

※国産牛の検査費用の補助(21か月齢以上)については、本年4月の段階では継続することとし、食品安全委員会の2次答申の際に見直し。



参考資料



■牛海綿状脳症(BSE:Bovine Spongiform Encephalopathy)

1. 原因 (病原体)

異常プリオンたん白質 (たん白質の一種)

2. 感受性動物

牛、水牛

3. 症状

長い潜伏期間 (3~7年程度) の後、行動異常、運動失調などの神経症状を呈し発病後2週間から6ヶ月の経過で死に至る。脳の組織にスポンジ状の変化を起こす。治療法はない。

4. 診断法

脳から異常プリオンたん白質を検出することにより診断。生前診断法はない。

5. 感染経路

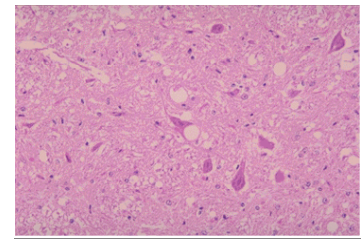
BSE感染牛を原料とした肉骨粉(注)を飼料として牛に給与することにより、感染が拡大。
→ BSE発生防止には飼料規制が重要。

(注) 肉骨粉とは、食肉処理の過程で得られる肉、皮、骨等の残さから製造される飼料原料。
BSE感染牛の特定危険部位が混入する可能性あり。

6. ヒトへの感染

変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)は、BSEの異常プリオンたん白質の摂取が原因と考えられている。平成24年(2012年)10月までに、vCJD患者数は世界全体で227人(うち英国176人(輸血による感染例3人を含む。))。

Photo: BSE罹患牛の延髄(脳の一部)



(x200)

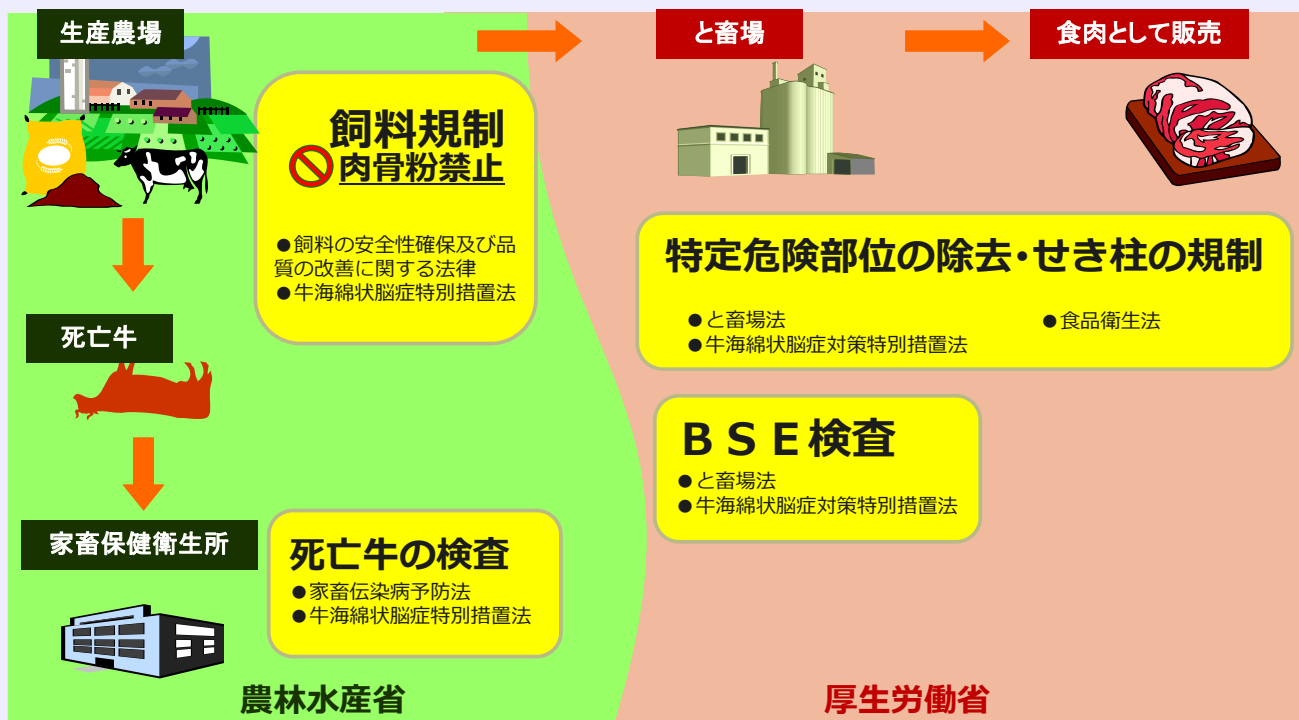
神経細胞及び周囲の神経網に空胞が見られる。

(出典: 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所HP)



■国産牛のBSE対策の概要

●飼料規制などの生産段階からと畜、販売の各段階における規制により、食肉の安全性を確保



<トレーサビリティ(農林水産省所管トレーサビリティ法)(注)>

(注) 個体識別番号により、その牛が、いつどこで生まれ、飼育され、と畜されたかなどが確認できる。



■ 国産牛のBSE対策の経緯

<p>平成13年 (2001)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9月10日 ・ 10月4日 ・ 10月18日～ 	<p>国内において1頭目のBSE感染牛確認 (農) 肉骨粉飼料完全禁止 (農) と畜場においてと畜解体される牛の全頭検査 (厚) 特定部位 (全月齢の頭部 (舌及び頬肉を除く。)、脊髓、扁桃及び回腸遠位部) の除去、焼却の義務づけ (厚)</p>
<p>平成14年 (2002)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6月14日 	<p>牛海綿状脳症対策特別措置法の公布 (厚、農)</p>
<p>平成16年 (2004)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2月16日～ ・ 2月 ・ 9月9日 	<p>BSE発生国の牛のせき柱 (全月齢) の食品への使用禁止 (厚) 我が国のBSE対策について、中立的立場から科学的評価・検証を開始 (食安委) 我が国のBSE対策の評価・検証結果の中間とりまとめ公表 (食安委) ・ 特定危険部位 (SRM) の除去は人のBSE感染リスクを低減するため非常に有効。 ・ これまでの国内BSE検査において、20ヶ月齢以下の感染牛が確認されていない。等</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 10月15日 	<p>全頭検査を含む国内対策の見直しについて、食品安全委員会に諮問 (厚、農) ・ BSE検査の検査対象月齢を21ヶ月齢以上とすること、SRMの除去の徹底等</p>
<p>平成17年 (2005)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5月6日 ・ 7月1日 	<p>食品安全委員会から答申 (厚、農) 牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令の公布 (厚) ・ 検査対象月齢：零月以上→21ヶ月以上</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 8月1日 	<p>改正省令の施行 (厚) ・ 21ヶ月齢未満の牛について地方自治体が自主検査を行う場合は、3年間の経過措置として国庫補助を継続した上で、平成20年 (2008年) 7月末に終了した。</p>
<p>平成21年 (2009)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4月1日～ 	<p>と畜場法施行規則を改正し、と畜場におけるピッシング^(注)を禁止 (厚) (注) と畜の際、牛の脚が動くのを防ぐために、失神させた牛の頭部からワイヤ状の器具を挿入し、せき髄神経組織を破壊すること。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 5月26日 	<p>OIE総会で日本のBSEステータスが「管理されたリスクの国」と認定</p>
<p>平成23年 (2011)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 12月19日 	<p>BSE対策全般の再評価として国内措置及び国境措置について、食品安全委員会に諮問 (厚)</p>
<p>平成24年 (2012)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10月22日 	<p>食品安全委員会から答申 (厚)</p>

※都道府県等の食肉衛生検査体制：81自治体、111機関、と畜検査員2,688人 (平成24年 (2012年) 3月末)



■ 輸入牛のBSE対策の経緯

<p>平成8年 (1996)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3月25日 ・ 3月26日 	<p>欧州委員会において、全ての英国産牛肉・牛肉加工品等のEU加盟国への輸出禁止を採択 英国産牛肉・牛肉加工品の輸入中止</p>
<p>平成12年 (2000)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 12月22日 	<p>EU諸国等からの牛肉・牛肉加工品の輸入中止</p>
<p>平成13年 (2001)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2月15日 	<p>BSE発生国産の牛肉・牛加工品の輸入の法的禁止</p>
<p>平成15年 (2003)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5月21日 ・ 12月24日 	<p>カナダにおいてBSE感染牛確認、輸入禁止 米国においてBSE感染牛確認、輸入禁止</p>
<p>平成17年 (2005)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5月24日 	<p>食品安全委員会へ、対日輸出プログラムの遵守を前提とした、我が国の牛肉と米国及びカナダから輸入される牛肉のリスクについての同等性について諮問 食品安全委員会の答申</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 12月8日 ・ 12月12日 	<p>米国及びカナダ産牛肉の輸入の再開 ・ 牛肉は20ヶ月齢以下と証明される牛由来 ・ 特定危険部位 (SRM) はあらゆる月齢から除去</p>
<p>(混載事例発生のため、平成18年 (2006年) 1月20日から7月27日までの間、米国産牛肉等の輸入手続を停止)</p>	
<p>平成19年 (2007)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5月20日 ・ ~25日 ・ 6月1日 ・ 6月20日 	<p>OIE総会 (米国及びカナダのBSEステータスが「管理されたリスクの国」と認定) カナダ側から輸入条件見直し協議の要請 米国側から輸入条件見直し協議の要請 【要請の内容】国際基準に則した貿易条件への早期の移行</p>
<p>平成23年 (2011)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 12月19日 	<p>BSE対策全般の再評価として、国内措置及び国境措置について、食品安全委員会に諮問 (厚)</p>
<p>平成24年 (2012)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10月22日 	<p>食品安全委員会から答申 (厚)</p>



BSE検査頭数(と畜場)とBSE感染確認頭数

確認時の月齢

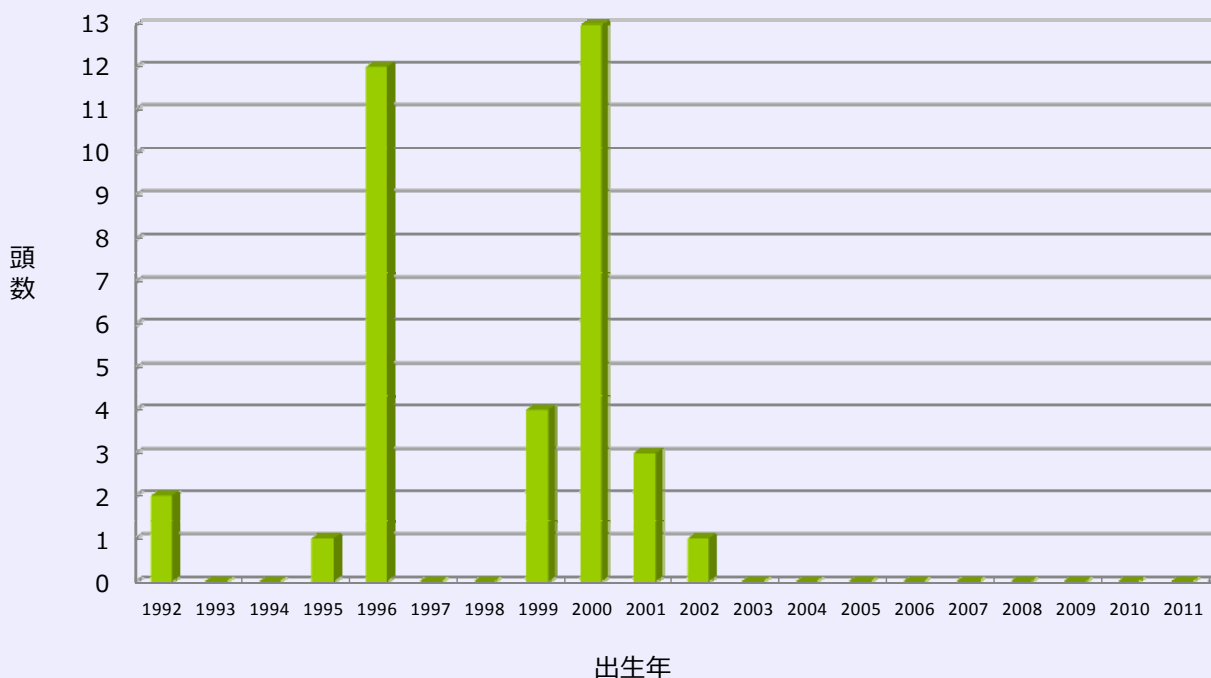
	BSE検査頭数 (と畜場)	BSE確認頭数 ^(注) (平成24年(2012年)10月31日現在)				
		<21	21-40	41-60	61-80	>80
平成13年度(2001)	523,591	3(2)			3(2)	
平成14年度(2002)	1,253,811	4(4)			2(2)	2(2)
平成15年度(2003)	1,252,630	4(3)	2(2)			2(1)
平成16年度(2004)	1,265,620	5(3)		1	1(1)	3(2)
平成17年度(2005)	1,232,252	8(5)		2(1)	4(2)	2(2)
平成18年度(2006)	1,218,285	8(3)			7(2)	1(1)
平成19年度(2007)	1,228,256	3(1)				3(1)
平成20年度(2008)	1,241,752	1				1
平成21年度(2009)	1,232,496	0				
平成22年度(2010)	1,216,519	0				
平成23年度(2011)	1,187,040	0				
平成24年4月~12月(2012)	921,029	0				
合計	13,773,281	36(21)	2(2)	3(1)	17(9)	14(9)

(注) () はと畜場で確認された頭数。平成13年(2001年)9月に千葉県で確認された1例目、死亡牛検査で確認された14例を含め、国内ではこれまでに36頭がBSE感染牛として確認
 (注) 平成21年度(2009年度)以降は、BSE感染牛は確認されていない。



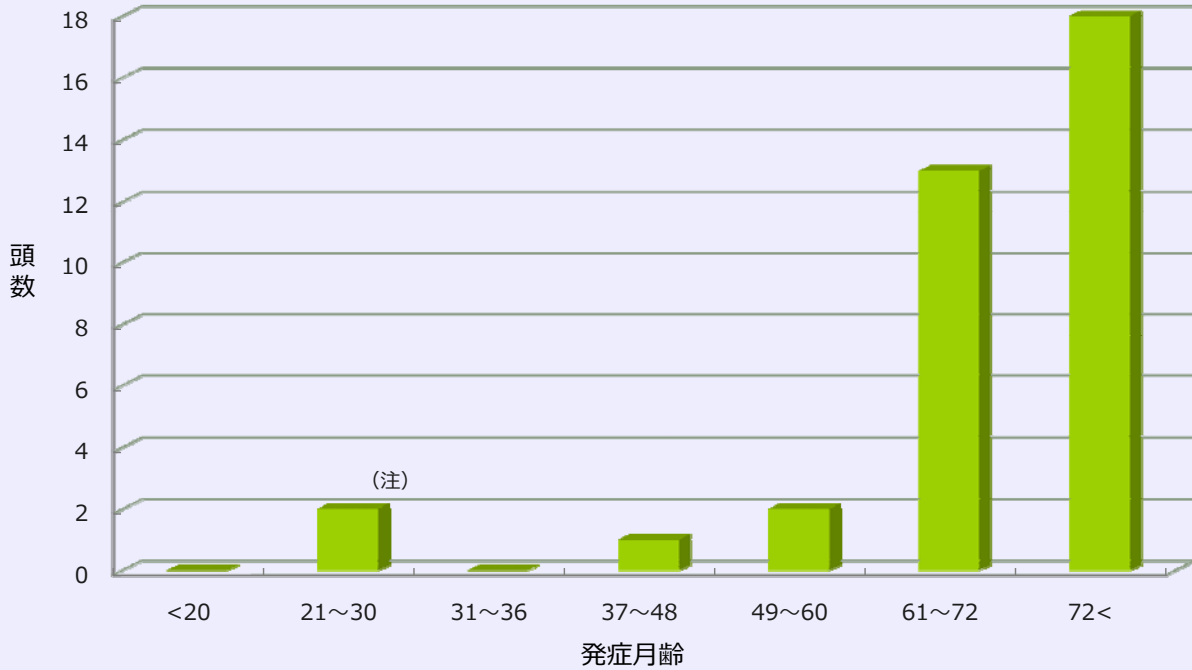
国内のBSE検査陽性牛の出生年分布

●飼料規制等の国内対策の結果、平成15年(2003年)以降に出生した牛からはBSE陽性牛は、確認されていない。



国内のBSE検査陽性牛の発症月齢分布

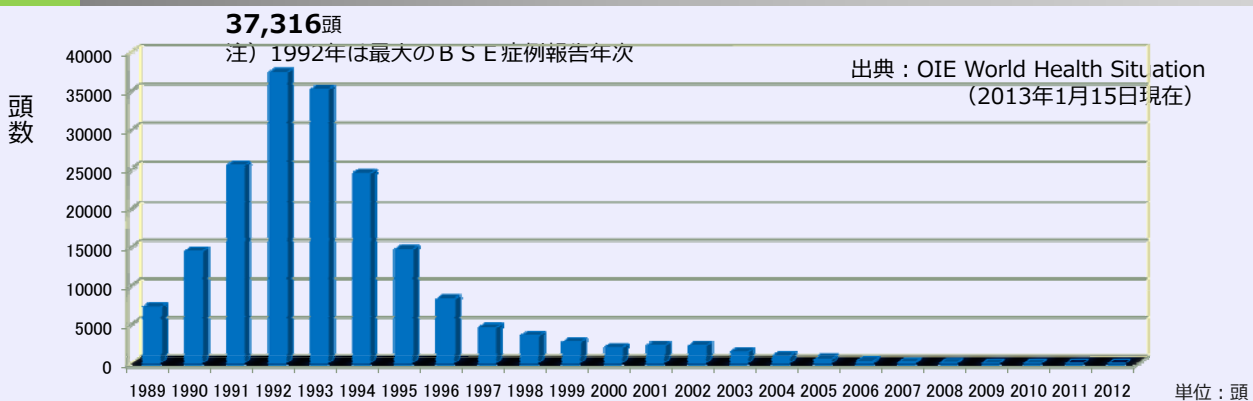
●一般的に、BSEは、高月齢で発症する。



(注) 30ヶ月齢以下で感染が確認された2頭については、高い感度を示すマウスを用いた感染実験において感染性は確認できなかった。
(厚生労働科学研究食品の安心・安全確保推進研究事業「食品を介するBSEリスクの解明等に関する研究」)



世界のBSE発生件数の推移



	1992	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	累計
全体	37,316	2,215	2,179	1,389	878	561	329	179	125	70	45	29	12	190,634
欧州全体 (英国除く)	36	1,010	1,032	772	529	327	199	106	83	56	33	21	9	5,954
(フランス)	(0)	(274)	(239)	(137)	(54)	(31)	(8)	(9)	(8)	(10)	(5)	(3)	(1)	(1,021)
(オランダ)	(0)	(20)	(24)	(19)	(6)	(3)	(2)	(2)	(1)	(0)	(2)	(1)	(0)	(88)
(デンマーク)	(2)	(6)	(3)	(2)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(16)
英国	37,280	1,202	1,144	611	343	225	114	67	37	12	11	7	1	184,619
アメリカ	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	3
カナダ	0	0	0	2(注1)	1	1	5	3	4	1	1	1	0	20(注2)
日本	0	3	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	0	36
イスラエル	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ブラジル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1

(注1) うち1頭はアメリカで確認されたもの。

(注2) カナダの累計数は、輸入牛による発生1頭、米国での最初の確認事例(2003年12月)1頭を含む。



世界のBSE発生頭数及びvCJD患者数

世界のBSE発生頭数及びvCJD患者数 (BSE:頭、vCJD:人)

	国名	BSE	vCJD
(1)	英国	184,619	176**2
(2)	アイルランド	1,652	4**3
(3)	ポルトガル	1,080	2
(4)	フランス	1,020	27**4
(5)	スペイン	779	5
(6)	スイス	467	—
(7)	ドイツ	419	—
(8)	イタリア	144	2
(9)	ベルギー	133	—
(10)	オランダ	88	3
(11)	ポーランド	73	—
(12)	日本	36	1**5
(13)	チェコ	30	—
(14)	スロバキア	25	—
(15)	デンマーク	16	—
(16)	カナダ	20	2**6
(17)	スロベニア	8	—
(18)	オーストリア	8	—
(19)	ルクセンブルグ	3	—
(19)	アメリカ	3**1	3**6
(21)	リヒテンシュタイン	2	—
(22)	フィンランド	1	—
(22)	ギリシャ	1	—
(22)	イスラエル	1	—
(22)	スウェーデン	1	—
	サウジアラビア		1
	台湾		1

◆ 飼料規制等のBSE対策の結果、各国のBSE発生頭数は近年、急激に減少(約3万7千頭(1992年、発生のパーク)→29頭(2011年))。

(出典)

- BSE発生頭数については、OIE(国際獣疫事務局)(2012年6月30日時点、なお英国のデータは2012年7月6日時点)、日本については2012年8月時点。
- vCJD患者数については、英国保健省(2012年8月時点)等(日本のデータは2012年7月時点)
- なお、表中の“—”は、vCJDの報告がないことを示す。

※1 OIEの統計によると、2003年12月に報告された米国での発生例はカナダから輸入された牛であるため、カナダの発生頭数にカウントされている。

※2 うち3名は輸血による感染例

※3 うち1名は英国滞在歴のある患者。

※4 うち1名は英国に定期的に滞在。

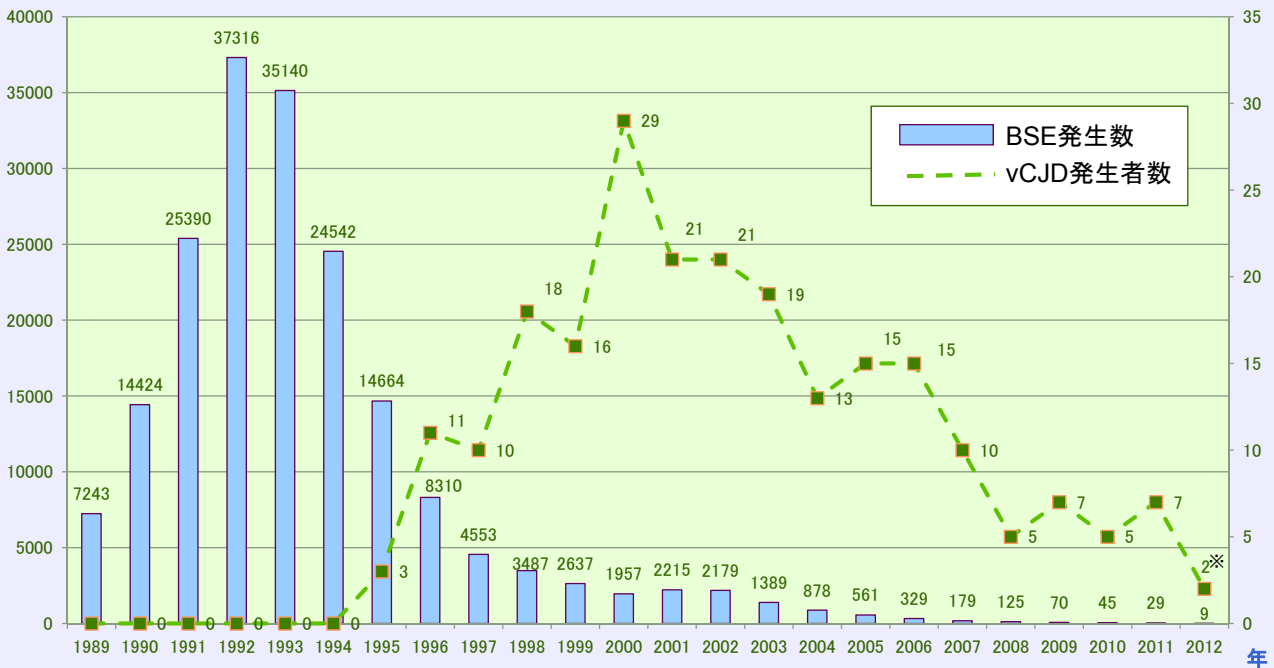
※5 英国滞在歴のある患者。

※6 うち2名は在米英国人、1例は在米サウジアラビア人。



世界のBSE発生頭数及びvCJD発生者数

頭数



サーベイランスは1990年5月から開始
※2012年6月28日時点で生存している

資料: OIE” Number of reported cases of bovine spongiform encephalopathy (BSE) in farmed cattle worldwide: 2012/11/8
vCJD数 vCJD cases Worldwide (EUROcJD): 2012/6/28



■ OIE(国際獣疫事務局)におけるBSEステータスの分類と貿易条件

ステータス	貿易条件
無視できるリスクの国 (注1) オーストラリア、ニュージーランド、デンマーク等19ヶ国	① とさつ前後検査に合格 ② 飼料規制が施行された日以降に出生した牛由来であること
管理されたリスクの国 日本(注2)、米国、カナダ、フランス、オランダ等30ヶ国	① とさつ前後検査に合格 ② ピッシング等が行われていないこと ③ 特定危険部位 (SRM) が除去されていること SRMの範囲：全月齢の扁桃・回腸遠位部、 30ヶ月齢超 の脳・眼・せき髄・頭蓋骨・せき柱
不明のリスクの国	① とさつ前後検査に合格 ② ピッシング等が行われていないこと ③ 特定危険部位 (SRM) が除去されていること SRMの範囲：全月齢の扁桃・回腸遠位部、 12ヶ月齢超 の脳・眼・せき髄・頭蓋骨・せき柱

(注1) 「無視できるリスクの国」の要件は、最も遅く産まれたBSE牛の生後11年が経過していること等
 (注2) 平成25年(2013年)2月、日本は「無視できるリスクの国」の要件を満たす見通し

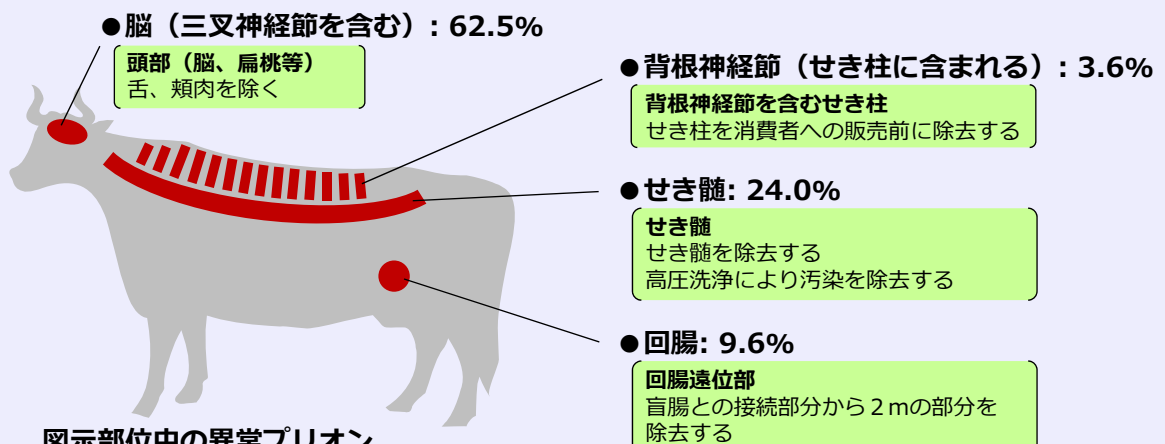


■ 特定危険部位(SRM:Specified Risk Material)

- 異常プリオンたん白質は、脳、せき髄、小腸などに蓄積し、これらの器官は特定危険部位 (SRM) と呼ばれる。
- SRMの除去は、ヒトがvCJDに感染するリスクを低減するために重要な対策

<BSE発症牛のプリオンの体内分布及びSRM部位>

出典：欧州食品安全機関「牛由来製品の残存BSEリスクに関する定量的評価レポート(2004年)」



図示部位中の異常プリオンたん白質の分布割合の合計：99.7%

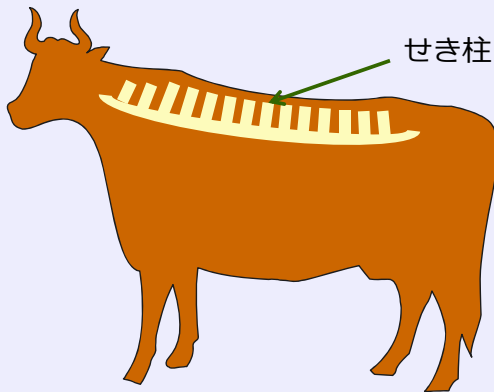
[]: 我が国のSRM



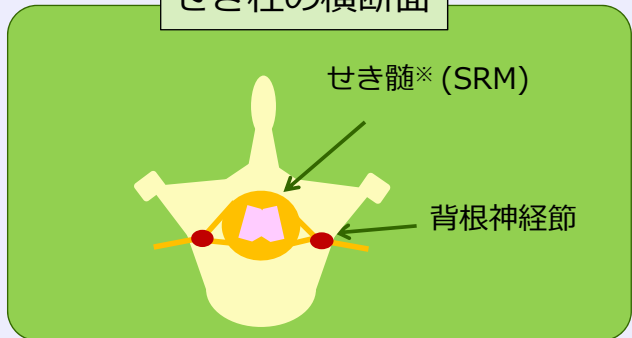
■ 牛せき柱に関する規制について

- せき柱（背骨）の、骨自体には、BSEプリオンは蓄積しない。
- 背根神経節**には、BSEプリオンが蓄積されることがわかっている。
- 背根神経節は、通常の処理では、せき柱の骨の部分と完全に分離できないため、背根神経節を含む、せき柱を規制している。

せき柱の部位



せき柱の横断面



※ せき髄はと畜場において処理



■ 牛せき柱に関する規制の見直し内容の詳細

<見直し内容>

① せき柱の食品等への使用

安全性を確認した国で飼養された、30月齢以下の牛由来のせき柱は、食品等への使用が認められることとする。

- 30月齢以下：
 - ・Tボーンステーキとしての提供が可能。
 - ・エキス、骨油、ゼラチン等の原材料として使用が可能。
- 30月齢超：引き続き、食品等への使用は不可。

適切な分別管理が必要

② せき柱の範囲を変更

骨の突起部分の一部は、リスクにはならないことから、規制の対象外としている。

除去する際の現場の負担軽減のため、規制の対象外とする突起部分の範囲を拡大する

せき柱の横断面



棘突起：
規制対象外

突起部分

横突起：
胸椎・腰椎に加え、
頸椎の横突起も
規制の対象外

